

令和4管理年度のくろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

令和4年6月7日  
漁業調整課

特定水産資源くろまぐろ（大型魚・小型魚）について、別添のとおり農林水産大臣から前管理年度の繰越に係る漁獲可能量の変更の通知（配分方法に誤りがあり、2回通知されている）があり、令和4年5月30日付けで知事管理区分の漁獲可能量を変更したので報告します。

知事管理漁獲可能量の変更には、漁業法16条第5項で読み替える同条第2項の規定による海区漁業調整委員会への諮問が必要ですが、くろまぐろの漁獲可能量の変更時の配分については、第384回鳥取海区漁業調整委員会（令和4年2月）において、鳥取県資源管理方針の中で配分方法を定めることについて承認いただいたため、このたびの変更はその定められた配分方法（※）に従って変更したものです。（その場合の漁業法に基づく海区漁業調整委員会への諮問は不要）

※追加された漁獲可能量は、小型魚は鳥取県くろまぐろ漁業へ、大型魚は鳥取県定置網漁業へ配分しています。

漁獲可能量の配分状況

特定水産資源	知事管理区分	当初配分	5月30日変更	漁獲量 (5月20日時点)
くろまぐろ (小型魚)	鳥取県くろまぐろ漁業(※)	4.4トン	16.3トン (+11.9トン)	2.1トン
	鳥取県その他漁業	0.1トン	0.1トン	0トン
	県留保枠	0.4トン	0.4トン	0トン
くろまぐろ (大型魚)	鳥取県定置網漁業	5.4トン	6.3トン (+0.9トン)	3.65トン
	鳥取県その他漁業	0.1トン	0.1トン	0トン
	県留保枠	0.6トン	0.6トン	0トン

※定置網と曳縄等の漁業両方が含まれている。

【参考】

追加配分の内容

繰越枠	内容	小型魚	大型魚
通常繰越分	前漁期に使用しなかった漁獲枠のうち前漁期の当初配分の10%まで繰越配分される措置	0.1トン	0.6トン
R3当初ベース比率配分	国の追加配分原資から当初配分の比率で各県に繰越配分される措置	0.2トン	大型魚は措置なし
譲渡メリット	国の追加配分原資から、前漁期の他県等へ譲渡量を上限に当初配分の10%まで繰越配分される措置	0.1トン	0.3トン
消化率メリット	国の繰越原資から前漁期に消化率が8割を超えた県に対し、繰越原資を均等割し、配分される措置	11.5トン	R3消化率8割未満
合計		11.9トン	0.9トン

漁業法（抜粋）

（知事管理漁獲可能量の設定）

- 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第125条第1項第4号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。
- 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。
- 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。



4水管第523号  
令和4年5月20日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (鳥取県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	16.2トン	16.8トン
くろまぐろ (大型魚)	7.0トン	7.0トン



4水管第270号  
令和4年4月26日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (鳥取県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	4.9トン	16.2トン
くろまぐろ (大型魚)	6.1トン	7.0トン

- 期間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日  
 ○当初配分枠：小型魚 4.9 トン、大型魚 6.1 トン  
 （令和 3 年当初配分枠：小型魚 1.7 トン、大型魚 6.0 トン）  
 ○前管理年度当初に比べ増加した理由は、国の留保枠を減らし都道府県の配分を増加させたため。

## 1 令和 4 管理年度の当初配分（案）

種類	知事管理区分	合計（トン）	配分量（トン）	配分の考え方	備考
小型魚	くろまぐろ漁業 （ひき縄等承認漁業、定置網漁業）	4.9	4.4	100%（※留保枠、混獲管理分を除く）	前管理年度からの繰越し及び都道府県間等の融通等により本県の漁獲可能性が変更となった場合については、鳥取県くろまぐろ漁業の漁獲可能性を変更するものとする。
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.4	10%	
大型魚	定置網漁業	6.1	5.4	100%※	前管理年度からの繰越し、都道府県間の融通により配分された漁獲可能性は、留保枠を除いた全量を定置網漁業に配分する
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.6	10%	

## 2 WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）年次会合の結果について

## (1) 日程・場所

日程：令和 3 年 12 月 1 日（水）～7 日（火）

場所：ウェブ会議

## (2) 参加国・地域

日本、米国、EU、中国、太平洋島しょ国等の 26 개국・地域

## (3) 結果概要

- ・小型魚の漁獲枠は現状維持（日本：4,007 トン）
- ・大型魚の漁獲枠 15% 増加（日本：4,882 トン⇒5,614 トン（+732 トン））
- ・漁獲枠の未利用分の繰越率を 5% から 17% に増加の措置を 3 年間実施。
- ・小型魚枠の 10% を上限として、1.47 倍して大型魚へ振替できる措置を 3 年間実施。

## 3 水産政策審議会 資源管理分科会 くろまぐろ部会でとりまとめられた「令和 4 管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能性の配分の考え方」（一部抜粋）

- ・国の留保枠について、当面の間は小型魚、大型魚ともに 100 トン程度とする。（R3 小型魚留保枠：230 トン、R3 大型魚留保枠：125 トン）
- ・小型魚の留保枠の削減等により生じる小型魚の数量については、沿岸漁業に配慮。
- ・大型魚について、WCPFC の基準年 2002-04 年を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分するものとし、混獲管理、資源評価に用いるデータ収集等への配慮については留保から配分。
- ・継続的に資源の回復を図るため、400 トン以上を目標に小型魚から大型魚に漁獲可能性の振替えを実施。